

平成 27 年度 第 1 回安曇野市公共下水道事業運営審議会 会議概要

- 1 審議会名 安曇野市公共下水道事業運営審議会
- 2 日 時 平成 27 年 12 月 24 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 7 分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 共用会議室 305 号
- 4 出席者 太谷会長 等々力委員 小福委員 大内委員 布山委員
平林委員 大月委員
- 5 市側出席者 上下水道部 竹花部長 経営管理課二木課長 久田課長補佐
下水道課三澤課長 森田課長補佐 麻田係長 堀内主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0 人 記者 1 人
- 8 会議概要作成年月日 平成 28 年 1 月 6 日

会議の概要

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議 事
 - 1) 平成 26 年度公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の収納状況について
ア 平成 26 年度安曇野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の状況について
 - 2) 下水道整備計画の進捗状況について
 - 3) 下水道事業の地方公営企業法の適用について
 - 4) その他
- 5 閉 会

【審議概要】

【議事】

- 1) 平成 26 年度公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の収納状況について
ア 平成 26 年度安曇野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の状況について

事務局：資料は、平成 24 年から 26 年度までの下水道受益者負担金及び下水道使用料調定徴収状況一覧表になります。下水道受益者負担金の現年度については、収入済額が、年々減少していますが、事業全体の件数の減少によるものです。収納率については、平成 24 年度 92.38%、25 年度 94.18%、26 年度 95.39%と上昇しています。収納未済額については、平成 24 から 26 年度に関しては減少傾向にあります。平成 24 年度と 25 年度の収納率を対比しますと +3.79%、25 年と 26 年が +5.11%と順当な伸びになっています。下水道受益者負担金滞納繰越分については、収入未済額が大きな割合を占めますが、26 年度までは大幅な減少傾向が見られます。下水道使用料の現年度については、接続件数の増加により調定額が増えています。下水道使用料の収納率は、平成 24 年度 99.40%、25 年度 99.33%、26 年度 99.27%と若干減少しております。下水道使用料の

過年度分については、24年、25年、26年とほぼ横ばいの状況であります。

続きまして、平成26年度下水道事業特別会計の決算状況について説明します。下水道特別会計の歳入合計4,299,638,000円になります。内訳は一般会計繰入金が1,894,089,000円、割合で全体の44%になります。下水道使用料が1,545,347,000円で全体の36%になります。受益者負担金は235,339,000円で全体の5%になります。続きまして歳出で、歳出合計4,261,412,000円です。公債費2,687,396,000円で全体の63%になります。平成33年度が償還のピークとなりますので、これから一層健全な財政運営に努める必要があります。次に下水道維持管理費730,945,000円で全体の17%になります。下水道整備については、434,421,000円で全体の10%になります。一般管理費324,579,000円で全体の8%です。流域下水道事業費19,980,000円です。以上公共下水道事業歳入歳出差引額38,226,000円となります。農業集落排水事業会計については、歳入総額194,792,000円になります。一般会計繰入金145,082,000円で全体の75%を占めています。下水道使用料47,279,000円で全体の24%を占めています。受益者負担金635,000円です。次に歳出で、歳出総額192,588,000円となります。公債費142,566,000円で全体の74%を占めています。次に維持管理費45,475,000円で全体の24%。一般管理費は、4,547,000円で全体の2%です。農業集落排水は、平成13年度に事業が完了しており、現在は施設の維持管理及び起債の償還が主なものです。歳入歳出の差引額は2,204,000円になります。

委員：下水道受益者負担金の一覧表にある不納欠損額は、どのような形として掲載されているのですか。また、不納欠損額は、今後どのような処理がされていくのですか。

事務局：平成24年度50,444,200円の不納欠損につきましては、時効によるものがほとんどです。26年度の欠損状況を説明させていただきます。区域内の不納欠損額10,949,141円については、法令条例等に基づき、検討し、欠損処理を行っております。欠損理由につきましては、5年が経過して消滅時効が到来し、徴収権が消滅したものが、賦課年度平成14年から18年度で321,600円。財産がない方、生活困窮の方、所在不明の方が9,398,265円、それから滞納者が死亡したり、相続人がいなくなったり、滞納法人が廃業し、再開が見込めない法人が6件、1,229,276円になり、合計10,949,141円になります。

委員：この不納欠損額は、以前52,000,000円を欠損していますが、そのような状況におかれる恐れがあるものですか。

事務局：適正な債権管理を行い、不適正な時効が無いよう管理をしております。

委員：広い地域の債権管理は大変ですが、こまめに管理していただきたいと思います。それから収納率の出し方について、不納欠損額がある場合は、単純に収入済額と調定額の比率では欠損額がでてこないのですが、何か数値を調整しているのですか。

事務局：調定額から不納欠損額を引いております。

委員：受益者負担金を納めなかった企業や個人は、5年経過すると納めなくてよいのですか。

事務局：5年間の内に時効の中断措置を取ります。時効の中断につきましては、督促状や催告書を発送したり、滞納処分として差押え等の法的処分を行いながら、時効を中断していきますので、単純に5年間で終わるというものではありません。

委員：納められない家庭は、景気に左右されるのですか。

事務局：景気に左右され収入が減少しますと、こういう案件が増えることになります。

委員：未納者に対して、職員を派遣して交渉したり、指導したりするのですか。

事務局：生活状況を見ながら、どのような納付方法が適しているかといった納付相談を行います。

委員：納付相談をした方が高齢者の場合は、別世帯の家族に滞納状態のことを伝えることもあるのですか。

事務局：基本的には、債務者と折衝します。

委員：滞納者が亡くなり、払えない状況の場合、未納の負担金はどのようになるのですか。

事務局：法定相続人とお話をさせていただき、法定相続財産等を鑑みながら納付をお願いしていくところです。

委員：最悪の場合は、市で負担するような状況になるのですか。

事務局：相続放棄等の法的な手続きを取られますと、債権が消滅します。

委員：以前、村上副市長が委員長となって内部調査委員会を立ち上げて検討されていますが、その中で、安曇野市債権管理条例の制定をうたっております。これは制定されたのですか。

事務局：今年度の4月に制定されております。

説明を補足しますと、債権管理条例の中身は、市は未収金の縮減に向けて努力し、必要に応じて差押えなどの滞納処分を行っていきますが、中には所在が不明になったり、財産価値のある財産がないなど、お金を取れない債権が出てきます。そのような債権は十分に調査をした上で、不能欠損処分を行い、調定金額から落とすこととなります。そのような処分を行った後は、直近の議会に報告する内容になっております。

会長：これからますます高齢者が増えていく、絶えていく家庭も出てくる状況の中で、先を見越して市で考えている対策はありますか。

事務局：未収金の縮減につきましては、相手方への催告を早めに行うことが大切ではないかと考えています。未納者に対して一義的には督促状を発行していくのですが、次の催告を従来よりも早めに対応していきたいと考えております。

会長：先を見越して対応していくことも大切ではないかと考えます。一つ評価しておきた

いこととして、不能欠損額が、24年と比べて、25年、26年度が少なくなっていることはよい方向だと思いますが、まだまだ数字的には大きなものになりますので、その辺の取組みを進めていただくようお願いいたします。

委員：農業集落排水については、今後もますます維持管理費がかかるのでしょうか。

事務局：農業集落排水の維持管理費は、現在ほぼ横ばいで推移しておりますが、今後施設の老朽化に伴い、修繕費が年々増加傾向になることが予想されます。

会長：維持管理費の内容について、詳しく説明してください。

事務局：維持管理費は、公共下水道事業と農業集落排水事業の二つがあるのですが、公共下水道の最終処分場はアクアピア安曇野になります。県で維持管理をしておりますので、市は負担金として、料金収入の一部を県に支払って維持管理をしていただきます。市で持っている明科の公共下水道処理場は、維持管理を外部の長野県下水道公社に委託し、管理をお願いしています。また、管渠管理も下水道公社に委託しているので、市の職員も少ない人数で対応できています。それから処理場からは、脱水汚泥というものの処分につきましても、県外まで運び出しているのですが、運搬費用・処分費を出して委託している状況です。市で直接行っている維持管理は、マンホールの修繕とか、道路上にあるマンホールの周りに穴が開いていたりする場合は、工事を発注したりしております。

委員：世の中にはいろいろな洗剤とか、薬とか出ているのですが、各家庭で下水道に流してはいけないものがあるのでしょうか。

事務局：基本的には、下水道に一番流していただくと困るものは油になります。フライパンを洗ったりした時にも当然油は流れてきますが、そういうものが処理するのに厄介です。また、工場等では特殊な薬品も使っておりますので、下水道に流す前に処理する施設を設け、その処理施設を通してから、下水道に流してもらいますので、そこら辺も問題ないかと思います。

委員：公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計の歳出で、最も決算額が多いのが公債費となっておりますが、公債費はどのようなものに使われているのですか。

事務局：公債費というのは、下水道整備を始めた当初から工事を行うには、国からの補助金と、受益者負担金と、残りは下水道事業債という借金で整備を進めてきました。その借金の返済、元金と利子の返済になります。

委員：結構割合が大きいですね。

事務局：国でもどんどん予算を付けてくれ、整備自体を計画よりも大分短期間で終わらした関係で、大分借入額が膨らんで、償還する金額も膨らんだ状態です。

委員：その借入れの金利レートでまだ高いものも残っていますか。

事務局：金利の高いものは、繰上償還しております。今残っているものは、金利の安いもの

です。

会 長：公共下水道事業会計の歳入にその他がありますが、この内容をお聞きしたいのですが。

事務局：歳入のその他で一番大きなものは、流域下水道の維持管理費精算返還金になり、前年度支払った分を清算して、次年度に還付していただいています。それが平成 26 年度には 80,000,000 円余りになっています。あとは、手数料などの細かいものの積み重ねや、受託工事として、圃場整備の中で下水道の移転に伴う補償金というものが入っております。

委 員：主婦の立場として、先ほどの油汚れが多いことをお聞きしましたが、その油を処理場ではどのように処分しているのですか。

事務局：基本的に微生物できれいに処理しています。量が多い時には処理に時間がかかることとなります。

委 員：消費者の会の団体で、廃油から粉石けんと固形石けんを作る事業をしていますが、排水から油の出る量が多いことが不思議で仕方ありません。私は、油を継ぎ足し、継ぎ足しで使っているので油が余るといったことがありません。そういうことについて、環境課とも協力して、市で市民全体に排水処理方法を広報で周知していくことも一つの手でないとか考えます。

事務局：PR していくことも大切であると考えます。

委 員：前に下水処理場を見に行ったことがあります。油が処理水の上の方で膜になって浮いていて、これでは大変だと感じていました。小さなことかもしれませんが、とても大事なことだと思っています。

会 長：油は、パイプ汚れの原因にもなるのですか。

事務局：汚れの原因になります。

委 員：私たちは、お勝手に洗い物をする時は粉せっけんを使っています。粉せっけんには浄化する作用があります。合成洗剤ではなくて、できることならば、石けんを使っていきたいと思います。

事務局：参考にさせていただきたいと思います。

2) 下水道整備計画の進捗状況について

事務局：下水道の管渠工事については、平成 30 年度を目途に整備を終了させる予定です。内容としては、穂高牧と有明西部の下水道管渠整備と、下水道工事後の道路の舗装復旧工事を完了させます。事業費については、今年度を含めて総額約 825,000,000 円を予定しています。平成 26 年度末時点での整備率については 83.3%になります。普及率は 89.1%、水洗化率は 79.6%となります。農業集落排水事業については、整備が終わっ

ておりますので、整備率・普及率ともに 100%、水洗化率が 94%という状況になります。公共下水道の計画区域には、穂高有明にあります穂高温泉郷付近の別荘地帯が含まれています。この別荘地帯には、既に穂高温泉供給株式会社が管理する温泉専用の下水道が設置され、浄化槽によって汚水処理がされています。現在の計画では、この温泉の下水道を利用し、市が管理する公共下水道に接続することになっています。このことについては、現在、穂高温泉供給株式会社と接続する条件などを協議中ですが、今の状況では、近いうちでの接続は困難であると考えられます。

委員：知り合いのお宅で、敷地に処理施設を設けて汚水処理している所があるのですが、そういうお宅は早くそういう処理をやめなければならないのですか。

事務局：今もそういった合併処理浄化槽を設ける家庭もあります。公共下水道の整備区域から外れたお宅は、下水道管も通っていませんし、合併処理浄化槽という方法で汚水処理していただきます。ただ、下水道の計画区域内で、過去から浄化槽を使っているお宅は、下水道に切り替えていただく必要があります。

3) 下水道事業の地方公営企業法の適用について

事務局：下水道事業の地方公営企業法適用について、公営企業の経営状況が厳しさを増す中、国は中長期的な視点に立った財政マネジメントの向上に取り組むため、法の適用を要請しています。下水道事業は、市の財政に占める割合が極めて大きく、より一層の経営の健全化の確保と経営基盤の強化を図る必要性和、経営状況の的確な把握と市民の皆さまへ説明の重要性を鑑みて、平成 28 年 4 月から地方公営企業法を適用します。地方公営企業法を適用する主な効果は、企業会計方式導入による事業が透明化され、経営状況の明確化、使用料の適正化が図れること。施設などの資産の適切な更新計画の策定ができること。職員の経営意識の向上などが挙げられます。条例の整備として、制定、一部改正及び廃止条例など 6 条例を上程し、12 月定例会本会議において原案のとおり議決されました。法適用に向けての進捗状況として、経理に必要となる下水道事業の総資産と資産価値を明確にするため、下水道施設の調査を実施しています。また、企業会計方式の経理に必要となる会計システムを導入し、平成 28 年度予算より運用を開始したり、企業会計制度に基づいた財務諸表の知識を習得するため、上下水道部全職員を対象としての研修会を実施しました。

会長：市職員には人事異動もあるので、今後も研修会を開催する計画があるのでしょうか。

事務局：平成 28 年度の企業会計移行に伴いまして、複式簿記という経理方法に替わります。大きく変わるのは、損益勘定として、利益、損失というものが出てきます。利益が出てくれば、留保財源を蓄えながら、今後の施設の更新・維持を図っていくことになります。経営感覚を持った事業運営をしていく必要もありますので、研修等で、職員の

モチベーションを高く持って下水道事業を維持していきたいと考えております。

委員：平成26年度末現在、県内19市の中で15市が、法適化を行っているということですが、法適化していない3市はどこですか。

事務局：飯田市は、安曇野市と同じ平成28年4月から適用になります。残りが飯山市ともう1市あったのですが、資料がなくてわかりません。

これについても、総務省で平成30年までに法適化するよう指導が出ておりますので、この2市も近い将来公営企業会計を取るということになると思われま

会長：他にはどうでしょうか。特にないようですので、以上で議事を終わらせていただきます。

事務局：以上で本日の審議会を閉じさせていただきます。お疲れ様でございました。